

## 1 事業名

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料等の減免を行う市立幼稚園等の設置者に対する補助金（幼稚園就園奨励費補助金）が廃止されたため、所要の改正を行うものである。

### 【改正概要】

幼稚園就園奨励費補助金の廃止に伴い、保育料等の減免手続に必要な情報の照会に保護者の個人番号を利用する必要がなくなることから、条例から該当部分を削除する。

## 3 他自治体の類似する政策等

幼稚園就園奨励費補助金交付において個人番号を利用している他の自治体においても、同様の条例改正を行う見込みである。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

### 添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第20号 所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 削除	
略	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 削除		
略		

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	保育料等の減免を行う私立幼稚園等の設置者に対する補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの
略	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	保育料等の減免を行う私立幼稚園等の設置者に対する補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
略		